新製品

有機溶剤使用注意事項標識

「有機溶剤名」「疾病の種類」「症状」（空欄タイプ）（記載ありタイプ）

有機溶剤中毒予防規則改正に伴う新製品

★有機溶剤中毒予防規則第24条が改正され「有機溶剤名」「疾病の種類」「症状」の掲示が義務付けられました。

標識板 空欄タイプ

New

サイズ：600×450㎜（穴4スミ）　材質：ポリプロピレン製

有機溶剤等使用の注意事項

【有機溶剤中毒予防規則 第24条に定める掲示】

有機溶剤名

1.有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	
症　状	

2.有機溶剤等の取扱い上の注意事項

（1）有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
（2）当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
（3）できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
（4）できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3.有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

（1）中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
（2）中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
（3）中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
（4）中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺を生を行うこと。

4.次に掲げる場所では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

□ イ．第十三条の二第一項の許可に係る作業場
（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
□ ロ．第十三条の三第一項の許可に係る作業場であって、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
□ ハ．第十八条の二第一項の許可に係る作業場
（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
□ ニ．第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
□ ホ．第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
□ ヘ．第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
□ ト．第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

使用すべき呼吸用保護具

□有機ガス用防毒マスク
□有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
□送気マスク　□空気呼吸器（緊急時）

P90

標識板 記載ありタイプ

New

サイズ：600×450㎜（穴4スミ）　材質：ポリプロピレン製

有機溶剤等使用の注意事項

【有機溶剤中毒予防規則 第24条に定める掲示】

有機溶剤名　アセトン

1.有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	鼓膜穿孔障害、皮膚障害、中枢神経障害、胃腸障害、気道障害、潰瘍系障害、生殖毒性のおそれの恐い
症　状	眼の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚潰瘍症（かゆみ）、皮膚障害、頭痛、眩暈、めまい、眠気、嘔吐、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、呼吸困難、胸痛

2.有機溶剤等の取扱い上の注意事項

（1）有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
（2）当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
（3）できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
（4）できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3.有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

（1）中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
（2）中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
（3）中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
（4）中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺を生を行うこと。

4.次に掲げる場所では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

□ イ．第十三条の二第一項の許可に係る作業場
（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
□ ロ．第十三条の三第一項の許可に係る作業場であって、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
□ ハ．第十八条の二第一項の許可に係る作業場
（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
□ ニ．第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
□ ホ．第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
□ ヘ．第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
□ ト．第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

使用すべき呼吸用保護具

□有機ガス用防毒マスク
□有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
□送気マスク　□空気呼吸器（緊急時）

P101

★記載ありタイプは受注生産品なので出荷までに5営業日ほど納期がかかります。

有機溶剤名・製品名

ア　有機溶剤名	製品名
アセトン	P101
イソブチルアルコール	P102
イソプロピルアルコール	P103
イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	P104
エチルエーテル	P105
エチルベンゼン ●	P106
エチレングリコールモノ - ノルマル - ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	P107
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	P108
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	P109
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	P110
オルト・ジクロルベンゼン	P111
カ　有機溶剤名	**製品名**
ガソリン	P112
キシレン	P113
クレゾール	P114
クロルベンゼン	P115
クロロホルム ●	P116
コールタールナフサ	P117
サ　有機溶剤名	**製品名**
酢酸イソブチル	P118
酢酸イソプロピル	P119
酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	P120
酢酸エチル	P121
酢酸ノルマル - ブチル	P122
酢酸ノルマル - プロピル	P123
酢酸ノルマル - ペンチル（別名酢酸ノルマル - アミル）	P124
酢酸メチル	P125
四塩化炭素 ●	P126
シクロヘキサノール	P127
シクロヘキサノン	P128
ジクロロメタン（別名二塩化メチレン） ●	P129
スチレン ●	P130
石油エーテル	P131
石油ナフサ	P132
石油ベンジン	P133
タ　有機溶剤名	**製品名**
テトラクロロエチレン ●（別名パークロルエチレン）	P134
テトラヒドロフラン	P135
テレピン油	P136
トリクロロエチレン ●	P137
トルエン	P138
ナ　有機溶剤名	**製品名**
二硫化炭素	P139
ノルマルヘキサン	P140
マ　有機溶剤名	**製品名**
ミネラルスピリット	P141
メタノール	P142
メチル - ノルマル - ブチルケトン	P143
メチルイソブチルケトン ●	P144
メチルエチルケトン	P145
メチルシクロヘキサノール	P146
メチルシクロヘキサノン	P147
数字　有機溶剤名	**製品名**
1- ブタノール	P148
1,1,1- トリクロルエタン	P149
1,1,2,2- テトラクロロエタン ●（別名四塩化アセチレン）	P150
1,2- ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	P151
1,2- ジクロロエタン（別名二塩化エチレン） ●	P152
1,2- ジクロロプロパン ●	P153
1,4- ジオキサン ●	P154
2- ブタノール	P155
アルファベット　有機溶剤名	**製品名**
N,N- ジメチルホルムアミド	P156

●印の 12 種類は「特別有機溶剤」です。特化則の注意事項は記載しておりません。

特約販売店